

事件番号 昭和六一年(ワ)第二四二号

証人尋問調書

(この調書は、第一回公判調書と一体となるものである。)

裁判所書記官印



氏名	鈴木 琢 子の	
年齢	昭和三〇年二月六日生	
職業	無職	
住居	札幌市中央区南一条西二丁目旭ヶ丘ニユロスニハナリ	

宣誓維持

裁判長

さきにした宣誓の効力を維持する。

尋問及び供述

別紙速記録のとおり

以上

# 速記録

原本番号 昭和六一年(刑)第一五五号の一五

昭和六三年一月二十七日  
第 回 公判 口頭弁論

事件番号 昭和六一年(わ)第一二四二号

証人 氏

人名

鈴木 その

弁護人

証人の経歴からまず簡単に伺いたいんですが。

どのあたりから言えばよろしいんでしょうか。

そうですね、中学生ぐらいから。

中学生は兵庫県にあります城崎というところで、城崎中学校というんですけど、そこを出て隣の町の高校に行き、それで大学が岡山大学に入つて、そのあと京都に住み札幌に今いるということなんです。

中学生のころ、いわゆる大学闘争はなやかしころでしたかね。

はい。

表 半 所  
そのころに証人が大学闘争に関心を持つようになったのでしようか。

はい、六九年に、あのう、具体的にその現場にも出かけるということが  
ありました。

現場というのは。

神戸大学です。

神戸大学闘争では松下昇さんという人が一つの中心的存在であったように聞いて  
いますが、その神戸大学の現場に行ったということが奇縁で松下昇さんのかか  
わりが出来るようになったのでしようか。

神戸大学に行った時は特定の松下さんというよりは、学生の人たち大勢  
との接触が印象に残っていて、寮に泊まったりしたんですけど、松下さ  
んという人を意識するようになったのはもつとずっとあと、岡山大学に  
入ったのちに特に意識するようになったということです。

岡山大学に入学されたのは何年でしたか。

一九七三年です。

大学入学以後、大学の諸問題について特別の関心を寄せ、あるいは運動するようになったでしょうか。

はい。

この大阪高裁の事件は京都大学のA三六七教室の明渡に関する控訴審ですが、その問題にかかわりを持つようになったのはいつごろからか、そしてその理由はどういうことか説明してくれますか。

はい。岡山大学に入学した時には岡山大学闘争といったものは下火の状態だったんですけれども、一部教室がまだバリケードの持続のような形で使われているところがあり、そこへ出入りしたんですけれども、それがきっかけになって一九七五年に京都大学の自主ゼミナールに参加しております。その自主ゼミナールと言いますが、学生が自主的にゼミナールを申請したら、学外の講師も呼んでゼミが出来るというふうな制度

で、この制度は六九年の闘争で獲得されたらしいんですけども、そのゼミナールに学外から私も参加したんです。それでそのゼミナールが松下昇さん、末宇さんを講師とする申請を学生がした時に、一九七六年段階にドイツ語教室が握りつぶしたというふうな経緯がありまして、以来そのA三六七号室が占拠されていると、それで誰でも出入り出来る場所として、まあ、学内の、京大の中の島宇宙みたいな空間としてあり続けて来たということがあります。

あなたのA三六七事件へのかかわりは積極的なものだったですか。  
そうですね。

大阪高裁の事件でも当事者の一人になってますね。  
はい。

根本さんがA三六七の問題にかかわりを持つようになったのはいつごろでしたでしょうか。

一九八三年の秋ではないかと思えます。  
どういうことで。

A 三六七に来られたんですけれども、そこだけではありませんが、神戸大学に行かれたり、いろんなどころを回られたようですが、その前に松下昇さんのやりとりというか、私信の交換があったのじゃないかと思つてます。

私信ね。

はい。

あなたが根本さんに会われたのはそのころですか。

初めて顔を見たのはその時です。

あなたと根本さんが一九八三年の秋に初めて顔を合わされてから、どういう関係であったのですか。

その時は顔を知っているという程度の関係です。それでもっとよく知る

ようになったのが一九八五年の一月末です。

もっとよく知合うようになったというのはどういうことですか。

親しく話をするという機会というのか、それがその時からということですか。

そうすると、あなたと根本さんの間で、思想的なこともまじえて話をするようになったということになりますか。

思想というほど立派なもの私は持ってないんだけど、もう少しなんでもない話のほうが、ほとんどそうですけどね。

あなたと岡山大学の学生たちとはどういうかかわり方をしていましたか。

……、岡山大学の学生という人たちはそのころは全然知らない、知らないというか、今あのおう、この裁判の傍聴に來たりこの裁判のものと控訴審の傍聴に來たりした人たちのことは、その段階では全く知らないです。

そうすると、今は知っていますね。

はい。

いつごろからどういうかかわりで。

一九八五年の大学祭、岡山大学祭に私が行っているんですけども、その前あたりからです、顔を知って、まだ名前と顔と一致したのはこの事件おこった時にも一致してません。そのあと何回かいるんな人と会って行くなかで次第に顔と名前が一致して行くという、そういう過程です。

あなたの子供さんお二人ありますね。

はい。

上のお子さんがなんとおっしゃいますか。

れいです。

下のお子さんは。

今は言いたくありません。

れいさんはいつごろどこで生まれましたか。

裁

判

所



一九八一年一〇月七日に岡山で出産しました。

それは大学卒業後ですね。

そうです。

大学卒業後れい君を岡山で出産するというのはどういふことぞそうだったので  
か。

大学の卒業したのちも、先程言いましたように岡山で一つの、最後まで  
続いていたバリエードと言いますか、自由に誰でも使える教室があった  
んですけれども、そこで私自身が逮捕されたことがありまして、その関  
係が一度私のほうから中断したこともありますが、続いており、そして  
その中でもっとも深いかわりのある人との間でもうけられた子供です。  
そのれい君の問題を中心として岡山の人たちとの間柄が変わって来たようなこと  
がありますか。

なんて言えばいいのか、変わって来たというよりも、最初からあった問

題が私が根本さんと暮し始めることによって一挙に噴出して来たという  
ほうが正確だと思います。

それはどういう問題なのですか。

一言で言うと、私も相手の男の人、あるいはそれを支えようとしてく  
れた人たちも、れい君を生めてないというか、育てる根拠がないとい  
うか、抽象的に言えばそうなんですけれども、しかし、誰かが育てねばな  
らないのでね、それで一言で言うと子供の奪い合いというか、そういう  
ことです。私とその男の人の間なんですけれども、その男の人の周りに  
いる人たち、学生とかほかの方とかも含めての対立というのがあって来  
たわけです。

それは子供が生まれたころからすでに問題としてあったけれども、あなたが根本  
さんと暮すようになって一挙に噴出したというのですか。

……、だから、もう少しわかりやすく言うと、あのう、一番こう、最

初は私自身そういうふうな問題がある、つまり自分がどういうふうの子供を育てようとしているのかというふうなことをしっかり考えずに生んでいるようなところがありまして、その時はその相手の男の人との間も意思一致というのか、こうしてたんですけれども、その方針みたいなものが、つまり共同的に子供を育てる、母親であること父親であることを拒否し、家族というものを解体させたところだというふうなイメージがあったんですけれども、私の中に、多分その男の人も重なるイメージを持っていたんだろうと思います。それでその時点でそのようにしようとしたんだけど、そういう発想というのが非常にあやういというのかなんというのかな、土台が自分の中に全然しっかりしてなくて、非常に観念的なんです、それでその無理が私自身の中で積重なって来ていてと言ったようなことです、その最初からあった問題というのは、で、私

が全く生き方を変えてみてるわけですけども、その時にこう最初のイ

メッセージを持続しようとする人たちからは対立してしまうというか、全こう私が方向変えていますからわからないということが、あるいはそれ以上の間違ってるなり、私に対して、そういうふうな考えがあるんじゃないかと思えます。

根本さんのA三六七事件についてのかかわり方というのはどういうふうなものだったのですか。

……、事件というか、直接の被告なり原告にはなっていないけれどももともとあの裁判というのは五人を特定して大学、国ですか、国が提訴したんですけれども、その中の一人が私なんですけれども、その特定の仕方というのが非常にでたらめでして、実際はあそこを使っていたのは無数の人なんです。その無数の中の一人と、根本さんもね、そう言えると思うんですけれども、裁判という形ではまだというのか、出て来てないで、そういう人は沢山いますけど、そういうことです。

そうすると、A三六七の問題については根本さんも当事者の一人だという理解で  
すか。

そうですね。

根本さん自身もそのように理解し、そのように行動していたのですか。

……、どのように理解しているのか、これは今言ったのは私から見ても  
いうことでして、わからないんですけども、少なくとも判決がこう強  
行されようとするという、さっき言いました一九八五年の一月末には彼  
はなんらかの意思表示をするためにA三六七に来ていました。  
そこでどのような意思表示をしたのかということとは知りませんか。

……、直接彼が話してたことは聞いてないんですけども、執行官の人  
に何か言ったり、写真を撮影したりしていたと思います。

あなたあるいは根本さんが一九八五年の夏ぐらいから問題に対するかわり方の  
態度を変化させたようなことがありますか。

根本さんじゃなくて私なんですけれども、私はそれまで今話してきます A 三六七に、先程のれい君と一緒にそこで住むということもやって来る期間があつて、それで、まあ、そのちアパートを借りてのちも通うよく行き来するなり、強制執行ののちもそのアパートに住み続けるということがあつたんですけれども、誰にも連絡しないでそのアパートを引き払って根本さんのいる札幌に行つたと、それが夏です。

これは何か具体的な考えがあつてされたわけ。

なくてですね。

なくてした。

はい。

その札幌へ行かれた時にれい君も一緒に連れて行きましたか。

はい。

れい君を京都駅に残して立ち去つたようなことはありませんか。

結論から言うと、直接的には私はそこにいなかったけれども、問題としては私がそのようにしたということはありません。

もう少し具体的に言うとうようになりますか。

つまり、私が唐突にいなくなったもんですから、それまでずっと連絡を取り合っていた人たちがびっくりして、それで根本さんのところにいるというのがわかったのちも、問題をなんとか、一緒に考えるというのか、話合う必要があるということで私にその裁判ですね、まだ持続していた裁判があるので、そこにこう来るように言われたんですね、それをわざわざ札幌まで来て言った人がいるんですけれども、そのことだけではないけど、それでその時に私は行かないと、根本さんが行ったんですね、で、子供については私としては子供を行かせたらこうなる、こうなるというのは岡山に連れて行かれたんですけど、それは半分はわかっているわけなんです。ただ、自分の中で、その時にはまだ自分が育てた

ほうがいいのかどうかというのが決断しかねる部分もありまして、それで行かせたということがあります。そのあとは私の聞いているところでは根本さんが岡山に行つて、そこで鈴木さんを待ちなさいということではまずれい君を連れて行き、根本さんも一緒にですけど、それでそこで札幌から私が来るのを待つと、ちょっと人質的な感じなんですけどね、そういうことがあつたようですね。

ということは、あなたはそれを根本さんから聞いたということですか。

そうです。一番最初には彼から聞きましたけど、何があつたのかというのは。そのあといろいろな人から聞く機会がありました。

あなたは一昨年の三月二四日に大阪高裁のA三六七事件の審理の傍聴に行つていますね。

はい。

あなたも当事者の一人である事件ですね。



そうです。

三月二四日の前に二月一〇日にも期日が入っていたのはもちろん知っていましたね。

知っていました。それはただ間接的に知った、裁判所から直接ということはないんですけど。

知っていた。

はい。

二月一〇日にはあなたは傍聴なしに出廷はしていませんね。

していません。

二月一〇日に出廷しないで三月二四日には出廷したというのは何か特に理由があるのですか。

……、理由というのか、経過があります。

経過がある。

はい。

説明してくれますか。

はい、まず二月一〇日のことですが、そこでは根本さんに対するある種のリンチが行われたのです。それでその時も今言いましたように根本さんが次の公判まで岡山で生活するべきだという主張のもとにのようですが、根本さんの持っていた荷物と財布、つまり着ている服以外一切自主管理と称して取られてしまうということがあって、……、根本さんは全く見ず知らずの人にお金を借りて帰って来たんですけれども、それでそういう経緯があつてそののちですね、おそらく問題をなんかも少し立体的にといふのか、鈴木、根本が悪いんだという発想を少し変えて、自分自身はどうなんだということを考えなきゃいけないんじゃないかというふうな、多分発想だと思ふんですけれども、岡山の坂本守信さんといふ君が札幌に来るといふことがあつたんです。それでそのあと松下昇さ

んが立ち寄られたり、また岡山からあと二人来られたりして、そこで札幌でかなりドタバタの、なんというか、つかみ合いとか、ののしり合いとか、奪い合いとかありまして、その中で一つ言われていたのが三月二

〇日の東京高裁に鈴木は行くべきじゃないかということ言われてたんだですけれども、私はそれが了解出来たからというよりも、そのドタバタのなんというのかな、どういうドタバタ喜劇みたいなことがたまらなくいやで押し出されたという感じで東京に向かい、それでそこから三・二四に行っているんですけども、その途中で、少しそれまであまり触れることの出来なかった松下さんなんかのある姿勢みたいなものに少し感銘を受けるというようなこともありました。

今言われた東京高裁の事件というのは、松下さんと中尾さんでしたかね。そうです。

：が、東京高裁の民事の法廷で判決書をどうこうしたとか、書類をどうこうした

とかいう件での刑事事件の控訴審なんです。

そうですね、……、そうですね、控訴審ですね。

あなたが言われていたのはその刑事事件の当日法廷内で経過を見ていたから証人として出廷するべきだというふうな意見があったということなんです。

刑事事件の当日ではないんですけれども、中尾さんがその事件のあった日ですね、一九八四年一月一七日以前に私と連絡を取り合い、私が彼女にいろんなことを言っていて、それに影響されて出ているということがありますので、で、それに私自身がそのもとの東京高裁の事件には参加人としてかかわっておりまして、それで非常に重要な位置にある証人として、中尾さんの無罪というのを目ざしてというのか、一つに、それでそれ以上の責任ということなんでしょうけれども、そこから言われて来た。

と。

三月二〇日の東京高裁ではあなたは在廷証人となるために出廷したということな

んですか。

……、そうです、そうです。証人申請をしました。

その三月二〇日の東京高裁での出来事で、根本さんが何かの行動をしたということがありましたか。

はい。

どういう行動をしましたか。

……、なんとかなのかな、一言でいうと、その日は裁判所が結審を強行したんですけれども、それ以上に松下昇さんの逆判決みたいなことがありまして、それに対して私なり根本さんなりが拍手するという事態があったって、それで私も根本さんも退廷させられたということがありました。

根本さんが法廷、この法廷にもありますが、傍聴席とそれから他の部分とを仕切るバーがありますね、そこを越えて裁判官席側に入ったということもありましたか。

その時ですか。

はい。

その時は動いてないと思います。

うん。

いつのことですか。

三月二〇日の東京高裁。

その時は入ってないと思います。

三月二四日には根本さんは、いわゆるバーを越えて裁判官席側のエリアに入りますね。

そうですね。

同じような行動を取らなかったですか。

私の記憶ではそうではなかったです。

根本さんが二月一〇日、三月二四日、大阪高裁の事件に出廷していたのはどうい

うことで出廷していたかということをおあなたは知っていますか。

……、知りませんというか、正確にはわかりません。

根本さんはA三六七事件の判決の送達に関して証人となるべきだということ二月一〇日、三月二四日、大阪高裁に傍聴に出ていたんじゃないですか。

なるべきだという提起があつて、提起されたその趣旨通りに答えるというのではなくて、どういふことだろうという感じで出かけられたんじゃないかと思つていますけど。

詳しいことはわからないという意味ですね。

……、いや、もっと沢山あるんですけども、ちょっと一言でこう言うのが非常にむずかしいというのか、……、ちよつと、それ何かでこう出かけているんですが、根本さんとしてもそれまでの閉塞状態というのか、関係のですね、それに対する、それに対するよりそれを越える何かというのか、それを越えたい何かというのか、そういうものがあつて

それで行動されたんじゃないかと思うんですけども。

三月二四日ですけども、当日の審理予定は知っていましたか。

……、判決の予定のように聞いていたと思います。

聞いていた。

はい、間接的に。

あなたが開廷前に大阪高裁民事六部の書記官室へ立ち寄ったようなことがありますか。

私は中には入ってません。根本さんが入ったことがあるんじゃないかと思えます。

開廷前の状況ですが、あなたはどこでどうしていました。

……、その書記官室のそばまで行ったことがあったかもしれないんですけども、あとは廊下のいすの上に寝たり、注意されておき上がったたりというふうなことをしてまして、根本さんも一緒に足もとに横になって



いたように思います。

そういうその寝転んでいるというふうなことをしたのは何か特別な理由があるんですか。

……、なんていうのか、私にすれば来たくて来てる場所じゃないわけです。それできちんところ座る気にならないということがあったんですけど、根本さんはまた違うと思います。多分何か予感というのがその前夜からあったような気はします。

その前夜ですが、何か印象に残るような出来事でもあったんですか。

私は早々と床につきましたが、根本さんを含めて何人かの人が話合っているということがありました。

その話の内容はあなたは知らないのですね。

そうですね。

法廷の扉が開いた大体の時刻を覚えていますか。

……、一時開廷の予定だったですけれども、それそんなに時間違わないで開廷したんじゃないかと思えますが、正確には覚えてません。

あなたも法廷の中に入りましたね。

入りました。

傍聴者は全部で何人ぐらいいましたか。

……、二〇人ぐらいかなと思いますけど、ちょっと正確にはわかりません。

あなたが入廷した時には、書記官それから控訴人本人として松下さん、被控訴人の代理人が何人かそれぞれ着席していましたか。

ええ、着席、……、着席して、松下さんのことはちょっとよく覚えてないんですけども、あとの人はしていたんじゃないかと思えます。

警備員が何人か法廷の中にいましたか。

……、いたように思います。

何人ぐらいいたか記憶にありますか。

……、あまり注意を払っていませんが、数人、四―五人はいたんじゃないかと思えますけど。

警備員というのは服装でわかるわけですか。

……、服装でわかりますね。

この法廷に出て来た警備員らの話ですと、控訴人席のうしろに二人だけいたというふうですが、そのほかにも法廷内に警備員はいなかったでしょうか。

……、私は傍聴人の入口のほうにもいたように思うんですけども、ちょっとあまり正確な記憶ではないんですが。

本速記録末尾添付の図面を示す

あなたが法廷の中に入って座った位置を①で印をしてくれますか。

(図面に記入した)

その時れい君もいましたね。

ええ、いましたと思います。

れい君はどこに座っていたか覚えていますか。

覚えていません。

あなたのそばではなかったんですね。

……、私の視野に入る範囲にいたと思うんですけども、同じ列か何かはつきりは覚えてません。

裁判官が三人入廷して来ましたね。

はい。

それからどういことがあったかなんですが、裁判官が何か発言しましたか。

何かを発言しました。

何か言っているのは聞こえたのですか。

何か言っているというのにはわかりました。

聞き取れなかったということですか。

はい。

それはどうして聞き取れなかったんでしょうか、騒然としていたとかということではないのですか。

いいえ、その時は静かでしたが、声が非常に小さくて、とにかくこう早く去りたいという感じの、早口というか、ちょこちょこつと何か、なんというのか、言ったというのか、つぶやいたという感じですよ。

裁判官が退席しようとして動いているところへ紙パックのようなものが投げられたという人があるんですがね、そのようなことは見ましたか。

はい、見ました。

誰が投げたかわかりましたか。

わかりませんが、控訴人席のほうから飛んで来ました。

控訴人席のほうからね。

はい。

ということとは松下さんがいるあたりからですか。

はい。

傍聴人席からということはありませんか。

……、違うと思いますけど、はっきりこう最初から見てるわけではないので正確にはわかりませんが、私の印象としてはそうでした。

それから傍聴に来ていた人たちが立ち上がった事実がありますか。

はい。それから、それからと言いますか、はい。

ビー玉が飛んだり、紙飛行機が飛んだりしたようなことは見ましたか。

子供が、れい君が紙飛行機を持っていたのは見えます、私も、途中で彼が落としたのをひろったりしたことはあるんですが、ビー玉は知りません。

紙飛行機は飛んだのですか、持っていただけですか。

飛んだのは私は見てません。

騒然とした、あるいは紙パックみたいなものが飛んだ時にね、裁判官が何か言いましたか、言いませんでしたか。

それはもう全部裁判官が去って行ったあとです。

そうすると、紙パックが投げられた時には三人の裁判官はすでにあなたの視野の中にはなかった。

三人目のうしろ姿がドアのところにあつたという。

投げられた時にね。

はい。

その投げられたことについて三人目の人、あるいは裁判長が戻って来て何か書記官なりに伝えようとしたことはありませんか。

その場ですか。

その法廷の中で。

全くないです、彼は何が投げられたかとか、投げられたというふうなこ

とも知らないんじゃないかと思えます、そのまま、そのままスツとただ出て行かれました。

起訴状だね、紙パックが投げられて法廷内が騒然とした、その時に退廷命令が出されたということになっているのですが、退廷命令が伝えられたようなことはないんですか。

全くないです。

紙パックが投げられて騒然としてからですけれども、警備員が沢山法廷内に入ってきて来ましたね。

……、はい、ええと投げられて騒然としたというのではなくて、より正確にはもつところ、警備員の人振った暴力によって騒然としたというのが正確だと思いますが。

警備員はどういう暴力を振ったのですか、誰に対して。

まず、私が見たのは松下さんを羽交締めに行っている状態です、警備員が



その時には複数、そばに何人もおられたと思いますけど、警備員の方がそれとその次には根本さんを今度羽交締めしている人、その松下さんのすぐそばです。それであとから聞いたところによると、根本さんに対してこぶしでストリートパンチというのか、それがあつたという、その後には私は見ているようですが、そのあと私は私自身はまた違う場面で根本さんがこぶしで殴りかかれるのを見たり、私がこぶしであごを殴られたり、それからもつとずっとあとで廊下に引き倒される女性の人とか書類を投げちらかされる女性の人とか、突き倒される人とか、さまざま警備員の暴行見たんですけれども、まず最初根本さん、松下さんが羽交締めにされたということ、それから根本さんが引続いてというふうな、その時に根本さんにすごい暴力が振るわれたというふうなことから騒然としたんだと思います。

警備員がどうしてそのような暴行に及んだかということとはわかりますか。

……、わかりませんね、私はあれほど暴力的な警備をする裁判所職員と  
 いうのを今まで見たことがなくて、一体なんなのか、なれてないという  
 のもあるのかもしれませんが、何か非常に憎悪を感じたんですけれども  
 あとから推測すると、その前回もなかなかみんなが出なかったのかなん  
 とかということがあったらしいんですけど、そういうことなのかもしれ  
 ないですけれども、あるいは裁判とか来てる人たちへの何か偏見、汚い  
 という感じで見てた人もいるみたいですけど、そういうのがあったのか  
 もしれないんです、でもわかりません、何故あれほど暴力的だったのか  
 は。

その四日前の三月二〇日の東京高裁では松下さんが発言しているのについて発言  
 禁止の命令が出されて、なおかつ発言を続けたために退廷命令が出されて、それ  
 で根本さんがバーを越えて裁判官席側のエリアに入り込んだために全員退廷とい  
 う命令が出されたのではなかったのですか。

私の記憶ではそうではないんですけど。

全員に退廷命令が出されたのは出されましたか。

違います。私と根本さんです。特定してだと思えます。

その退廷命令の執行と言いますかね、それはごくスムーズにされたのですか。

抵抗しました。

抵抗した。

はい、ただ。

暴力を振るわれましたか。

そういうことは、殴りかかるというふうなことはないです。ただ、とにかく手を、そこにしがみついている手を引き離して外に連れ出そうと、そういう行為はありましたが。

それ以上の行為はなかったのですね。

はい。

根本さんが警備員に抵抗しているところは見ましたか。

見ました。

どういう抵抗の仕方ですか。

え、どっちのですか、どっちの時ですか。

順番に一つお願いします。

裁判長

東京のことか、大阪のことか。

弁護人

ごめんなさい、大阪のことです。

……、根本さんを連れ出そうとするのに対して、足を踏張る程度の抵抗

はしていたと思います。

根本さんが警備員の胸倉をつかむとか。

一切ないです。

ない。

はい。

あなたはずっと根本さんのほうを見ていましたか。

ずっと引っついてました、大抵そばにいました。

根本さんは抵抗しながらも法廷の外へ出されませんでしたね。

はい。

あなたも一緒に出ましたか。

出ました。

で、また根本さんが法廷の中に入ったということもあったんですか。

はい。

あなたもまた入ったのですか。

はい。

なんのためにもう一回法廷の中へ入ったのですか。

荷物を取りに行ったんじゃないかと思えます。

どんな荷物ですか。

カバン。

カバン。

はい。

で、荷物は見付かったんですか。

はい。

で、それを持ってすぐまた出たんですか。

いや、そうじゃなくて、その前に入れさせまいと警備員の人たちがして、それで根本さんほでも入ったんですけれども、控訴人席あたりのところまで行った時にまた殴られるということがあったのです。

その第一回目にストリートパンチかな、したとかいう警備員さんと、再入室したあとで殴った警備員とは同じ人ですか。

ええと、一番最初の根本さんをストリートパンチで殴った人は私は見て  
ないんです、その瞬間は傍聴人席のほうを見て、その瞬間は見てない  
です。その次に一回目に連れ出される時にも傍聴人席の入口付近で根本  
さんは殴られているんですけども、その時も複数の人がいたというの  
では見てますけど、はっきり顔誰というふうには見てないです。そして  
今言った三番目の再入室して殴られた時にははっきり見てるんですけど  
ども、そばに廷吏の人が一人とあと三人警備員がいて、殴った人は大島  
という、この裁判でも最初のころに証言している警備員の方がこぶして  
ですけど、根本さんを殴ってます。

根本さんのどの部分を。

胸とか顔とか、割とどこでも殴るといふ感じで、上半身だったと思いま  
す。

殴りかかった時はですね、根本さんは抵抗出来るような状態だったんですか。

いいえ、すでにあとの残った人に、そこには四人いたんですけれど、あとの人にうしろから羽交締めにされてて動けない状態ですね、だから押えててこう殴るといふ、そういう状態があったのです。

あなたはすぐそばで見えたわけですか。

すぐそばで見えて、その根本さんところ殴っている警備員の間割込むようにして入って、根本さんにこう抱きつくような形ですけど、それでやめろといふことを言ったと思います。

そしたらどうなりますか。

延吏の人が、だったらあんたが連れ出しなさいといふことを私に言っていて、その時私は手を離せといふふうにかんてんでるんですけど、一旦こう手を離して、根本さんから。それですが、私たちはすぐに出て行こうとしなかったのです、やっぱり連れ出さないといけないと思っただけでしょう、もう一度根本さんに飛びかかって、今度は傍聴席のほうに入ってそのう



しろのほうを引きずりながら。

なんのほう引きずりながら。

うしろ、その傍聴席のうしろの列の間を引きずりながら外に出したと、その今度出されている時にも四番目と言いますか、また根本さんは今度は足蹴にされるといふか、蹴られているんですね、その時も自由がない状態、両腕を引張られて、服をつかまれて引きずりながらそばにたかっている七―八人の警備員の人がある間から足で蹴っている、これはこうおなかから下半身のあたりですけど、それがかいま見えたというのがあります。

それは誰がということとは特定出来ないわけですね。

その時はちょっと離れてましたし、すごく人数が多くて、ただ足だけ蹴っているのが何度も見えたと、特定出来ないんですけどね、誰がというのは。

あなた自身は再入室したあと暴行受けましたか。

はい。

どういう暴行ですか。

先程の四人で、四人が根本さんを羽交締めにして殴ったというところから、根本さんは今言ったように連れ出されて、私はなんというか、この証人席のうしろぐらい、うしろというか、私が座っているところですね、そのへんを通って連れ出されたんですけれども、その途中で、もう腕とか服とかつかまれて動きが取れない、何人にもたかられてて、そういうなかで先程の大島という人が私のあごを、やはり白い手袋をはめた右手のこぶしで殴るということがありました。

身動きした時にたまたまあたたったということじゃないでしょうか。

いえ、違います、私があるの前に離せと言って手に持っていた紙飛行機で大島という人、相対してて顔が向き合っていたんですけど、彼の頭を何

回かこうなでたというのか、パンパンとしたんですね、そしたらその人が、大島という人が殴ったなあこのアマテ、女だと思ってつけ上がりやがってというふうに、しばくぞと言ったか、殴ったなあこのアマしばくぞ女だと思ってつけ上がりやがってというふうに言っ、同時に殴りつけたということがあつたんです。

(以上

細田良夫)

弁  
護  
人

話は戻りますが、当日、法廷にあなたがおられる間に、書記官あるいは廷吏さん、警備員さんらから退廷命令が出ているということ、あるいは同じ趣旨のことを聞いたことありますか。

直接というよりも、廷吏の人だと思っんですが、そこにいる人たちに向かって退廷してくださいというふうには、終わりましたから出て行ってくださいというようなことを言っているのは聞きました。

終わりましたから出て行ってくださいというんですね。

はい。

退廷命令が出ているという趣旨のことは一切聞かないんですか。

全然聞いていません。

もう一つ、当日の根本さんの服装ですが、どういう服装でしたか。

紺色のマウンテンパーカーというんですか、山岳用のジャケットというかヤツ

ケというんですか分厚いものと、後、Gパン、靴は茶色の革靴を履いていたと思います。

先程の話に戻りますが、あなたも根本さんも法廷と法廷の間の廊下の部分まで出され  
たんですね。

そうです。二回目に出されて、そのときに私と根本さんが廊下に引き倒される  
というか、二人ともドテッと倒れてしまったんです。

どうして、倒れたんですか。

引き倒されたんですね。二人とも続いてドテドテと打ち付けられたことがあり  
ました。

あなたはその当時、お腹に赤ちゃんがいましたね。

はい。

何か月でしたか。

五月末の出産予定でしたから、八か月ですか。

あなたのお腹に対して何らかの力が行使されたことはありますか。

それはないです。

それはなかった。

はい。それで、それに対して根本さんが警備員の人に四人に囲まれて殴られたときに、そばに私がいたんですが、妊婦だから気をつけてくださいということを行っています。

それまでの間、れい君はどうしていたんでしょうか。

私は注意を払っていません。だれか岡山から来てる人と一緒にいたんじゃないかと思っています。

岡山から一緒に来ていた人がれい君の相手をしてくれたということですか。

瞬間瞬間そういう場面が見えました。

廊下に出てから根本さんはどんなふうな状態でしたか。

そのときまた、根本さんが倒れて立ち上がった途端に、七、八人の人が根本さ

んを囲んでまたさっきの大島さんが拳で殴りかかるといふことがあったんですね。私はそばに背広着てる人たちが立っていたので、上司かなと思つてその人に、この人ひど過ぎるどっかに連れて行つてといふようなこと言つたと思ひます。何とかしてよと言つたのかな……。そしたら、その人が大島という人の後ろから何事かをささやいてそれでなだめるような感じだったので、後、二、三人なだめるような感じの人がいて、それで大島という人を連れて行つたといふかその場から去らせたといふことがありました。

それが午後一時開廷とすると何分くらいの経過なんですか。

分からないですね。時計を全然見る予定はなかったですが、その時点で何十分かたつていたんじゃないですか。

時計のバンドがちぎれるということがあったんですか。

はい。二回目に入室して連れ出されたときに腕を引っ張られているんですが、そのときに廊下に出てからバンドがちぎれたらしいです。私はちぎれたバンド

の時計を拘束された後に傍聴人席の入り口の足元に落ちているのを見ました。

それは彼のバンドだとすぐ分かったんです。

そのバンドは今はどこにありますか。

七センチくらいのちぎれたものは分かりません。裁判所の職員が持って行きました。ちぎられて残った分は私が持っております。持ってきております。

時計ごとですか。

時計は新しいバンドに替えていて、ないんですが。残ったバンドですね。

それを見せてください。

(証人、ちぎれ時計のバンドを見せる)

後に取調べ請求する予定の時計のバンドを示す

この時計のバンドが、当時、根本さんが腕にはめていた時計のバンドなんですわね。

はい。

片方がちぎれていて、ちぎれたほうは裁判所の職員がどこかに持って行ったと。



はい、そうです。

大島という人が立ち去った後ですが、根本さんとあなたはどうしましたか。

それから別行動を取っていますが。

根本さんがどういう行動を取ったかは見ていないんですか。

しばらく後に気がついたら、証人控室に座っていました。

しんどそうだったとか元気そうだったとか、特に印象に残っているようなことがありますか。

はい。ともしんどそうで顔を伏せるようにしていました。

座っていたんですか。

座っていました。

速記録末尾添付の図面を示す

根本さんが顔を伏せるようにして座っていた位置を②ということで図面に記入してください。

（証人、記入する）

根本さんの隣の奥のほうにはだれがいたか記憶ありますか。

私が見たときには竹中さんがおられました。

その反対側、奥のほうにはだれがいたか記憶がありますか。

松下さんです。

では、入り口側にはだれがいたか記憶ありますか。

私が見たときにはだれもいなかったなので、私が座りました。

あなたが座ったこともある。

はい。

そのほかにも何人かの人が入りしっていたんでしょうか。

そうですね、書記官や職員の人含めて後、学生の人とかいろんな人が出入りしていました。

根本さんは全然出入りはしてなかったですか。同じ位置ですか。

同じ位置です。

同じような姿勢だったと、あなたが見ている範囲では。

私が見ている範囲ではそうです。

そのようにしてるときに、退廷命令が出ているから庁舎外まで退廷しなさいというようにことが伝えられたことはありませんか。

退廷命令という言葉は聞いていません。ただ、もう終わったんだからここにいても仕方ないから出て行きなさいということは何度も聞きました。

裁判所の職員と思われる人から。

はい。

あなたはどうしていたんですか。

私は一言で言うと、その辺うろろしていました。

うろろしてる間に、あなたが見て特に印象に残っていることがありますか。

一つには傍聴人入り口のちょうど向かって、つまり、一〇〇八号法廷の傍聴人

入り口のほうに、学生と思われる女の人が一人倒れていました。

何ていう人か分かりますか。

そのときは分かりませんが、今は分かります。佐藤さんとおっしゃる方です。

その人はどうしてそこに横になっていたんでしょうか。

周りの人なんかの話では、警備員の人に倒されて後頭部を非常に強く打って、起き上がれない状態だったです。

近くにいた人がそう言っていたんですね。

介抱してる人が別の人に話したり、途中で看護婦さんか衛生婦さんか連れて来られて、その人に状況を説明してる声をそばで聞いたということですよ。

あなたも根本さんも松下さんですが、すぐその場を立ち去らなかつたのは事実ですね。

はい。

それは立ち去らなかつたというのはどうしてなんですか。

一つには松下さんがその混乱のなかで書類を紛失されて、なくなったものがあつてそれを探してくれという要請をされて、私にそくして言えば根本さんがいるからまだいるという、それ以上にまだ裁判官が何を言ったのかも分からない状態で、本当に裁判が始まりもしていないという感覚がありましたから、：：：  
そういうこともありました。

そのほかにあなたは覚えていることで印象深いことがありましたか。

はい。先程少し言いましたが、この凶面の公衆廊下と書いてあるトイレの付近で、学生と思われる髪の毛の長い女性なんですが、その人が二人以上の警備員の人に髪の毛をつかんで倒されるという見た、その直後にもう一人髪の毛の長い人が駆け付けてきたんですが、今度はその人にやはり複数の二人以上の人が襲いかかつて、それで突き倒して彼女が書類を持っていたんですが、それをわざわざ投げ付けて投げ散らすというか、バラバラにして投げつけるという行為を警備員が

しました、それを見えています。

この二人の女性ですが、名前は分かりますか。

そのときは分かっています。

後では分かりましたか。

はい。

言えますか。

はい、射場さんとおっしゃる方です。姉妹のようです。

お二人とも姉妹なんですか。

はい。

岡山から来た人ですか。

はい、そうです。

初めて今あなたから説明があったようなことを聞くと、まさか裁判所の職員がそんな極端な暴力をふるうことはないんじゃないかならうかと間違いないかならうかというふう

に思うんですが、でも事実なんですね、間違いないんですね。

はい。後で聞いたところでは服の一部をちぎられた人、それから後ボタンをちぎられた人があるというのを聞いています。それはいろんな書類がもみくちやにされて散らかってしまいましたね、終わった後。

そうこうしてらうちに、警察官が来たでしょう。

そうですね。松下さんが千田書記官などに書類を探してくれということをおっしゃっている間かなり時間があつたんですが、三、四〇分あつたと思うんですが、その間に気がついたらかなりの人数の制服の警察官が廊下に並んでいたということがあります。

制服の警察官が来てから今度は皆さんを庁舎外に連れ出そうとし始めたんでしょうか  
：そうですね。それで、なんか小休止みたいにしていたのが動き始めたということがあります。でも、体を持って引張って行くというようなことは二人が拘束された一〇分も一五分も後までずっと引き続いてあって、それ以前に

は目立って体を引っ張って行ったということは私の記憶ではなかったように思います。

庁舎外にみんなを出そうとする前に、まず根本さんが控室から連れ出されて、それから松下さんが控室から連れ出されたことがありましたね。

はい。

あなたはその状況をどの辺で見っていましたか。

ちょうど、公衆廊下なのですが、窓側だったと思います。

先程の図でいうと、窓側に椅子が書いてありますね、その辺りですか。

そうです。この椅子の上というか。

この図でいうと、上。

東ですか。その辺だと思えます。

そうすると、控室のなかは見えなかった。

見えません。



連れ出されて行くところというよりは、公衆廊下に出てきてエレベーターのほうに連れられて行く様子だけを見ている。

はい。

あなたが見ているときに、けったとか公務執行妨害とかというふうな言葉をだれかが言っているのを聞きましたか。

私は言葉というものはそのときに全然聞いていません。

言っていたかも分からない。

言っていたかも分かりません。ただ、連れ出されるということに全部の神経が集中してしまって、ほかは何も考えられなかったような状態だったと思います。

根本さんが逮捕されているんだというふうな認識はありましたか。

ありません。

あなたとしてはただ連れ出されるだけだという目で見ていた。

何らかの拘束、拘束室に連れて行かれる可能性も考えました。

それは拘束命令が出ていればの話ですね。

出ていればというのか、結果的にはそうなんですが、そのときに頭にあったのは建物の外にああいうふうにつきずって行くんだということを考えましたが、とっさに最悪のことも考えているわけです。

拘束される可能性もあるということですか。

はい。

拘束される可能性があるというのは、東京高裁で事件になっている件で、松下さんや中尾さんが監置二〇日間という処分を受けたそれと同じようなことがされるかもしれないということですか。

そうです。

どんなふうな状態で連れ出されて行ったんですか。

足は踏ん張りながら、それ以上の力で腕を引っ張られて服をつかまれて引きずられて行ったと思います。

何人の警備員に。

正確には覚えていないですが、三、四人という印象がありました。  
二人ということはない。

周りにはもつといたように思います。

直接、連れ出して行く警備員。

腕を引っ張っているのは二人です。

その周りに何人かいたということですか。

はい。

松下さんはどんなふうにして、連れて行かれましたか。

松下さんは背中を下につけて、手足を一本ずつ一人ずつ、警備員が四人ですね。  
廊下をすべって連れて行かれました。

先程、見てもらった時計のバンドですが、これはどこで発見したんですか。  
傍聴人入り口、証人控室よりの壁のもとです。

前同図面を示す

その発見した場所に㊸と記入してください。

（証人、記入する）

根本さんは連れて行かれるときに、警備員に対して何か言っていないかったですか。

あの人は何かを言っているのを私の位置から聞いていません。

それから後しばらくして、あなたも連れ出されたんですか。

はい。二人の後一〇分、一五分くらいして、手を取られて引っ張って連れて行かれました。

連れ出された時刻を覚えていますか。

エレベーターで降ろされたんですが、そのときに初めて見たんですが、二時五〇分だったです。

当日の出来事でそのほかにあなたが気がついたことがありますか。

さっきの拘束なんですけど、私が拘束される可能性を思ったのは一つには先程言

浅

引

斤

いました警備員の暴力が余りにもひどいから逆にそれを隠蔽するためにだれかを罪にする必要があつて、そのとき最も暴力をふるわれた根本さんがこう上げられる可能性というのを考えたということですよ。

あなたは根本さんがスイングバーを越えたのを見ていましたね。

はい。

どうして、根本さんが内側というか裁判席側に入ったのか分かりますか。

酒パックの直後、松下さんが羽交締めにされたのをほどこうとしたんだと思います、直接的に。

どうして、そのような行動をしようとしたんですか。

やはり何かにうたれたんじゃないですか、感銘を受けたという意味で。

岡山の人たちとの関係で必ずしもうまくいっていない状態だったですね。

はい。

そのことと根本さんの当日の行動との間には何か関係があるんでしょうか。

うまくいっていないというか、ずっと対立は続いていたわけですが、松下さんの存在というものが双方の根拠というんですか、対立の根拠を何とか高度の次元に持って行こうとすれば、苦痛とか祈りとかそういうふうなものに満ちて感じられていたんですね、それ以前から、これは私の言葉ですが。それに答える行為が彼の行為だったんじゃないかと、一つには。

松下さんを守ろうということでしょう。

そうですね。それに対する暴力というのは許されないというか、そうですね。結局、後で分かったところによると、公務執行妨害で逮捕されたということなのですが、彼が逮捕されてからの生活はどんなようなものでしたか、保釈を許されるまでの間。

その間、私は子供のいる岡山と一緒に暮らすんじゃないかと、別にアパートを借りて暮らしました。生活保護を受けました。

岡山ではなくて、札幌に行けば彼と暮らしていた部屋がありますね。

そこには戻らなかった。

はい。

はい。

それはどうしてでしょうか。

彼のよりそばにいたかったというのが直接的な理由ですけれども、もうすこし私自身も自分がやろうとしていることに確信を持ってやってきてるわけではないので、そういう状態の対立とか、そういうものにそれをいいとも思っているわけではなく、そういう問題を少しでも動かすというのか、そのためには岡山、正に対立の存在する人たちのところに身を置くと、それが遠回しのように一番近い道じゃないかという判断がありました。

住民票はどこにありましたか。

札幌です。

そうすると、生活保護を受けるについて住民票を移したりしたんですか。

しませんでした。

根本さんが保釈で拘留所から出られるようになってからは、どんなふうな生活状況ですか。

それからは裁判のある間というか、最初は間隔が狭まってありましたが、岡山と一緒に暮らして、そして途中で引き払って札幌に行っています。

収入の面とかはどうですか。

今、その逮捕によって休職処分になっていて郵便局に勤めていたんですが、給料が六割になっていて、それで普通に暮らすこともままならず、もちろんこの裁判に来るために一人一〇万円単位のお金がいるんですが、その出費が不可能と、実際に不可能なんですが、借金をするしかないんですけども、そういう生活状態です。

生活は非常に苦しい。

はい。



この事件についてのあなたの考え、あるいはほかに特に述べておきたいことがありますか。

先程から言っているんですが、子供をめぐる問題というのは解決されたわけでも当事者が納得してるわけでもないんですが、このことによって自分自身が子供というものを本当に産めないままに産んだり育てたりしてきたこと、それが子供にどういう傷を与えてきているかということがよく見えてきた、そして私はそれまでにいろんな批判をされたりしてきましたが、逆に自分が徹底的に批判されたり追及されたりする立場になって、自分のしてきたこと<sup>の</sup>も欠損、欠けていた面が見えてきた、これは私の財産ではないかと思っています。それともう一つ、ある意味では根本さんは私のせいでこういうことに巻き込まれていき、逮捕休職までに至ったと思うんです。彼が二月一〇日リンチという言葉で言っていました。そのやられている人という立場か想像ができない展開を三月二四日にしている、それができる人であると、あるいはすごいいろいろな批判と

か実的な行動を受けてきながら、それにある判断を留保した状態を保ってこれたという彼の資質の深さというのがそれをこの事件で改めて分かりました。それから、二番目の子供さんが生まれましたね。

はい。

いつでしたか。

五月一四日です。

そうすると、あなたと根本さんと子供二人と四人で生活してるということですか。

はい。

いくつかの点で補充で聞きますが、岡山の皆さんと対立関係があったというお話なんです。根本さんと岡山の人と対立関係あるんですか。

直接的にはないです。

あなたを通じて間接的にあるという意味ですか。

非常に大きいものがそれがあります。

松下さんとあなた、あるいは根本さんとの間に対立関係はないんですか。

対立というふうなものはないです。ただ、それぞれそれというのか生き方なり考え方なり非常に大きなずれというのはもちろんありますが、対立という言葉で述べるものではありません。

松下さんと岡山の皆さんとの関係はどういうものなんですか。

それは私からはちょっと分かりませんが、いろんな討論の場などを一緒に参加されたり行き来があったりということはあるんじゃないでしょうか。

A 三六七の件と岡山の諸君はどういう関係にあるんでしょうか。

私も問題というのがれい君が岡山に行ったことよって初めて学生諸君に明らかになって、そこから私のしてきたことも彼らに明らかになってそこで初めて三六七が浮上したというか、彼らにとって問題になっていったと、契機としては、そういうことだったと思います。

先程、二月一〇日根本さんがリンチのような状態になったという話でしたが、リンチ

の主体になったのはどういう人ですか。

私が聞いているところでは、岡山の学生の何人かとそれから竹中さん、濱本さんが直接彼に手を触れたのかな、後、学生の人も触れているのかもしれないが、その程度です。

子供のこと以外に対立点はありますか。

あります。

どういうことですか。

対立点というのか、私自身岡山で随分長いこといろんなことしてきたんですが、その質というのは変わらず続いていると私には思われるんですが、非常に感性とか想像力という点、対立点というより問題点ですね、それから発想が一方通行的とか、その集団内部と外部というのが非常に図式的に分かれていたり、敵といわれるものがそれが固定的にとらえられる傾向にあったり、それと主観とか観念とかそのまま行動に結び付く、結び付き方に奥行きがないなどあります

が、ひと言でいうと、その根底にある祈りのようなものが欠けて、それと私自身にもそんなんですが、そういうふうには思っています。

先程、想像力と言われましたが、どの字ですか。

単純に想像する、先程言おうとしたのはイマジネーションのほうです。

長い間、岡山にいらして岡山大で得たものはありますか。

あります。

どういうものですか。

一つには、子供のような目で追及するときに周りがどのような反応を返すかということが私自身いろんな人を追及したりして、逆にまたいろいろ拘束されたりというなかでよく分かったというんですか、ほかにもいろいろありますが、一番大きいのが………。

今言われたこと。

今、言ったこと。

先程、欠損が見えてきたというふうにおっしゃいましたね。

はい。

それは具体的にいうと、どんなもののことなんですか。

つまり、私なり根本さんなどの例にとると、唐突にいなくなったり、今までしてきた活動を放棄したり、みんなで話をするのをいやがったりすることはよくないんだと批判の対象なんだというところでひたすら批判するというふうなそういうやり方というか、そこで見落とされていることがたくさんあるんですが、そういうものをさして欠損という言葉で言ったんですが。

子供の問題がまだ解決されていないわけですね。

解決はありえないです。

そのことと根本さんが例えば裁判所に出頭しないとできないというんですか、そのこととなんか関係がありますか。

直接にはないと思いますが。

最後にあなたのほうで付け加えたい、言っておきたいことがありますか。

はい。二、三あります。一つは根本さんはこの事件が実際にはやっていないことをやったとされ逮捕されて、休職という事態に至っているんですが、それが片やそういうことを作り上げていった裁判所の職員あるいはすごい暴行を加えた職員というのは何事もないし、また裁判官と検察官という方たちも給料という形でちゃん保証されたなかで、この裁判をやっているんですね。このギャップ、これは被告と検察官とか裁判官とかが到底対等とは言えない、最初からすごいハンディだと思っています。これはやっぱり裁判というふうな制度上の根本的なおかしさの一つだと思うこと、それから同じく公務執行妨害という場合、公務である裁判官がそれを裁判するというのは、当事者なわけで、やはり偏らざるを得ないだろうと。少なくとも、それを是正しようとするならば日の裁判官が証人としてあったことを、真実をそれこそ述べるということが保証されないと、当日の事実関係ということだけでも明らかにならないと思いま

検  
察  
官

す。

三月二四日の高裁民事法廷での状況なんですが、先程の供述で松下さんが警備員に羽交締めにされたということ言われましたが、警備員たちがなぜそういう行動に出たかということについては、どういうふうに思っておられますか。

分かりませんが、何か飛んだというようなことが直前にありましたので、それが松下さんがやったと判断したんじゃないかと思えますけれども。

(以上 松岡圭子)

昭和六三年二月十九日

大阪地方裁判所

裁判所速記官

細田良夫



裁判所速記官

松岡圭子

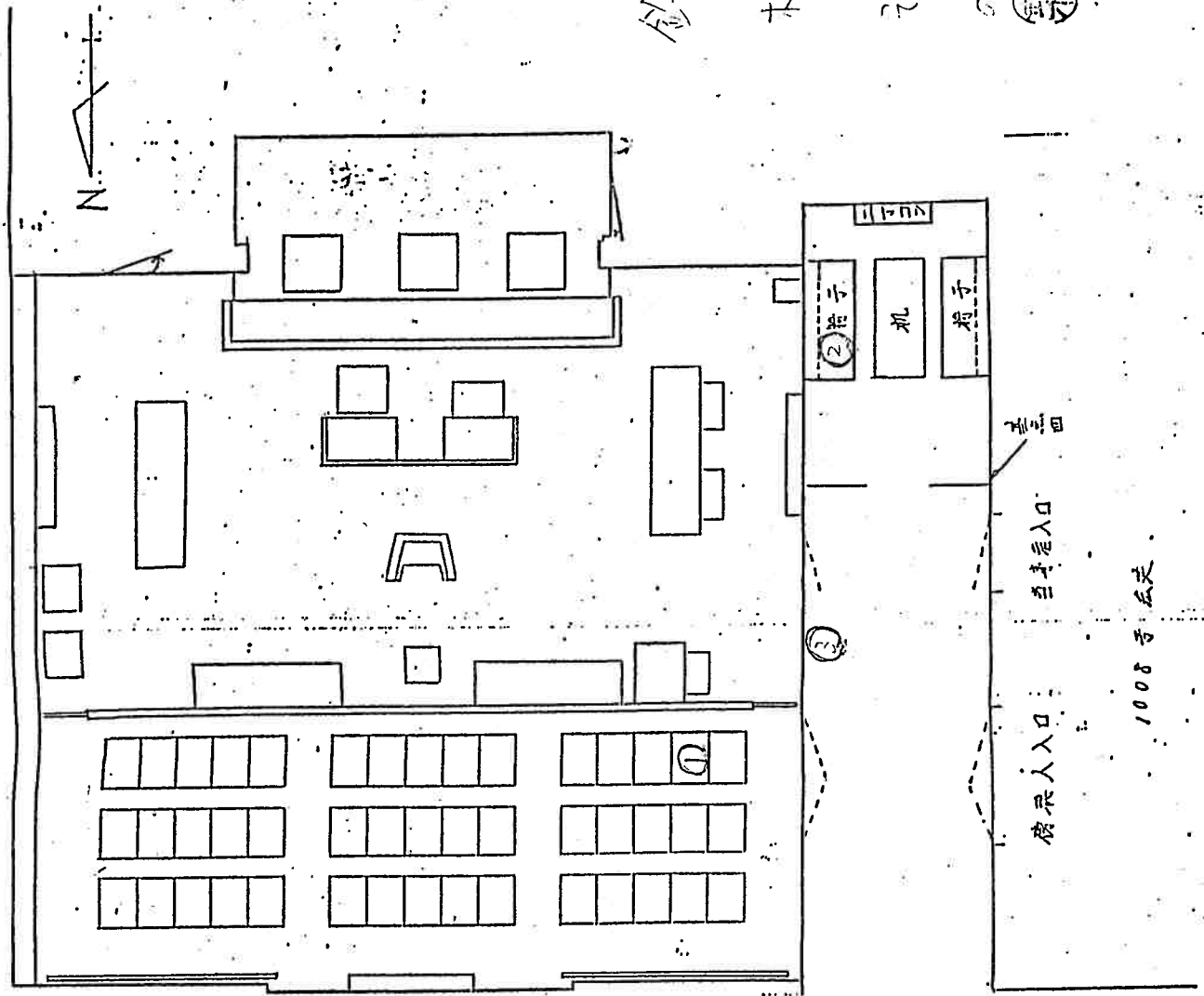


裁  
判  
所  
印



一九八八年一月二十七日

鈴木元の事務所



1008号広狭

公衆下

